

【重要なお知らせ】

令和2年6月5日

学生ならびに保護者の皆様へ

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に伴う経済的支援について

佐久大学長 堀内ふき

このたび、佐久大学では、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴う経済状況の悪化等を鑑み、新たに本学独自の経済的支援を実施することを決定しましたので、お知らせいたします。

本学では、これまで独自の奨学金制度を設け、修学が困難な学生の皆さんの学業の継続を支援して参りました。しかしながら、このたびの新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により、授業料等をご負担いただいている保護者の皆さまの経済状況が急変したり、また、学生の皆さんのアルバイト収入の大幅な減少など、これまでに例のないような厳しい状況が広がっています。

このような状況に対して、本学では、遠隔授業等の受講環境の整備や家計急変等に伴う学業の継続が困難な学生の皆さんを支援するため、新たに3つの経済的支援を行うこととしました。

佐久大学に通う全ての学生の皆さんが、希望をもって学業に打ち込んでいただけるよう、これからも教職員一丸となって支援していく所存です。

記

1. COVID-19 対応授業環境整備支援金 <新設>

現在実施中の遠隔授業等が円滑に行われるように支援するものです。パソコンやプリンタ、Wi-Fi ルーターなどの購入、通信費の支払いなどに活用してください。

今後、新型コロナウイルス（COVID-19）の第2波・第3波により、再び遠隔授業を行うことも予想されますので、遠隔授業を受講する上で望ましい環境を整えるため、可能な限り、学生が専有できるパソコン（できればノート型）をご用意いただくようお願いいたします。

1) 支援内容

一律 20,000 円を支給（返還の必要はありません。）

2) 対象

看護学部・別科・短期大学部に在籍する全学生（休学者は除く。）

3) 支給時期等

支給は7月上旬を予定しています。

支給方法等の詳細については、別途オクレンジャーでお知らせします。

《裏面へ続く》

2. 佐久大学「経済支援奨学制度」 <拡充>

家計急変のため収入が大幅に減少し、学業の継続が困難となった学生を対象に授業料の減免を行う本学独自の奨学制度です。新型コロナウイルス（COVID-19）の影響による家計急変への柔軟な対応を行うため、今年度に限り、従来の家計基準を引き上げるとともに、大学院生・短期大学部生も利用可能としました。

1) 支援内容

授業料の半額または 1/3 減免

2) 対象

大学院・看護学部・別科・短期大学部に在籍する学生のうち希望者（休学者は除く。）

3) 応募条件

- ①収入が 1/2 以下に減少した者
- ②日本学生支援機構の給付型奨学金を申し込んだが不採用となった者
- ③日本学生支援機構の給付型奨学金を受けていない者
- ④本学の奨学制度を利用していない者

※すでに本学の授業料等の減免を受けている学生は対象になりません。

4) 応募方法等

応募方法等の詳細については、6月12日(金)に本学ホームページ上でお知らせします。

3. 佐久学園「給付型奨学金」 <新設>

新型コロナウイルス（COVID-19）の影響による家計急変のため収入が大幅に減少し、学業の継続が困難となった学生を対象に奨学金の給付を行う本学独自の奨学制度です。

1) 支援内容

月額 25,000 円を支給（返還の必要はありません。）

2) 対象

大学院・看護学部・別科・短期大学部に在籍する学生のうち希望者（休学者は除く。）

3) 応募条件

- ①収入が 1/2 以下に減少した者
- ②日本学生支援機構の給付型奨学金を申し込んだが不採用となった者
- ③日本学生支援機構の給付型奨学金を受けていない者
- ④本学の奨学制度を利用していない者

※すでに本学の授業料等の減免を受けている学生は対象になりません。

4) 応募方法等

応募方法等の詳細については、6月12日(金)に本学ホームページ上でお知らせします。

以 上

お問い合わせ先

佐久大学 学生課

TEL 0267-68-6680 / E-mail gakusei@saku.ac.jp